相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市今井二六四番地、最後の住所長野県佐久市伴野一七六九番地一一
被相続人　亡　鷹野たき代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
長野県佐久市中込二番地三
相続財産管理人　司法書士　髙　裕次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加東市藤田三三四番地、最後の住所岐阜県岐阜市一番町一番地（藤掛第一病院内）
被相続人　亡　杉本ミチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
事務所岐阜市美江寺町一―四　白木ビル二階・三階　渡辺一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市上西郷二五三〇番地、最後の住所静岡県掛川市上西郷二五二〇番地の一
被相続人　亡　石田　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
静岡県磐田市見付三〇七〇―一エミネンス加茂川二〇一　石川雅大法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川　雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区豊新三丁目七番地三三、最後の住所大阪府枚方市牧野本町一丁目一番八二号
被相続人　亡　柳瀬　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
大阪市北区西天満一―二―五大阪ＪＡビル一二階
相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区白川台五丁目七番地三、最後の住所神戸市西区井吹台北町二丁目一九番地の一　一五〇八号
被相続人　亡　長田　晋嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル八階　フローラ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙本　直彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市大川瀬二〇一番地、最後の住所兵庫県三田市大川瀬二〇一番地
被相続人　亡　福井　満代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階　方円法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸谷　嘉秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡八頭町郡家七六番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石場　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
鳥取県鳥取市本町三丁目一〇一番地　鳥取ビル　ゆうわ総合法律事務所
相続財産管理人　松本　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区壺川二丁目二六五番地、最後の住所岡山市中区高島新屋敷二九八小規模多機能型老人介護施設マザーズ
被相続人　亡　鑄方　元子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
事務所岡山市北区富田町一丁目二番一三号　香楽ビル三・四階　森脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区楢津一九七九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山形　伸之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
事務所岡山市北区富田町一丁目二番一三号　香楽ビル三・四階　森脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市田井五丁目八八四番地、最後の住所岡山県玉野市田井五丁目一六番一四号
被相続人　亡　白神　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
岡山市北区富田町一丁目二番一三号森脇法律事務所　相続財産管理人　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区京橋町二七番地、最後の住所広島県安芸郡海田町南幸町一番四―五号
被相続人　亡　山縣　益雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日
山口市黄金町五番九号第二法曹ビル三階
相続財産管理人　猪俣　俊雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）貸借対照表の要旨は次のとおりです。

平成二十七年十月二十八日

東京都港区北青山一丁目二番三号
（甲）株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役　寺田　和正

東京都港区北青山一丁目二番三号
（乙）株式会社サマンサタバサリゾート
代表取締役　寺田　和正

第３期決算公告

平成27年10月28日

東京都港区北青山一丁目２番３号
株式会社サマンサタバサリゾート
代表取締役　寺田　和正

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,797
	固定資産	29,702
	資産合計	63,499
負債及び純資産の部	流動負債	4,287
	固定負債	660,000
	株主資本	△600,788
	資本金	150,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△900,788
	その他利益剰余金	△900,788
	（うち当期純損失）	(296,841)
	負債・純資産合計	63,499